介護保険制度のお知らせ

介護保険制度は、介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

問長寿介護課☎㊍443

〈65歳以上の方の介護保険料の算定の方法〉

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

○基準額の決まり方

八潮市の保険料の基準額58,800円（年額）＝八潮市で必要な介護サービスの総費用×65歳以上の方の負担分23パーセント÷八潮市に住む65歳以上の方の人数

市では、この介護保険料の「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように、12段階に分けて設定しています（右表参照）。

※40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決められています。

〈介護保険料の改正〉

令和3年度から5年度までの第8期介護保険料は、第1段階から第9段階の保険料負担割合を国の基準と同率とする一部改正をしています。

また、介護保険料の所得段階を10段階から12段階に改正し、介護保険料の年額を100円未満で切り捨てせず10円単位に変更しています。

令和3年度住民税非課税の方（第1段階から第3段階）の介護保険料は公費による低所得者の負担軽減が実施されています。

※災害などの特別な事情がある場合、保険料が減免されることがありますので、ご相談ください。

〈介護保険料表〉

◎介護保険料の納入通知書は、6月中旬に郵送します。

所得段階	内　容	介護保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	17,640円 (基準額×0.3)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	29,400円 (基準額×0.5)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	41,160円 (基準額×0.7)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	52,920円 (基準額×0.9)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	58,800円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	70,560円 (基準額×1.2)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	76,440円 (基準額×1.3)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	88,200円 (基準額×1.5)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	99,960円 (基準額×1.7)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	105,840円 (基準額×1.8)
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	111,720円 (基準額×1.9)
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	117,600円 (基準額×2)

〈申請から介護サービス利用までの流れ〉

対象者　65歳以上の方または40歳から64歳までの方で特定疾病により介護や支援が必要な状態となった方

①申請
長寿介護課へ申請（地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行も可能）

↓

認定調査
要介護認定調査員が自宅へ訪問し、心身の状態などについての聞き取り調査

＋

医師の意見書
市からの依頼により主治医が意見書を作成

↓

②介護認定審査会
認定調査と医師の意見書をもとに、医療、介護、福祉の専門家が介護認定審査会で審査を行い、要介護度または非該当の判定

↓

③結果通知
原則として、申請から30日以内に認定結果通知書と介護保険証を郵送

↙　↘

④ケアプランの作成（要介護1~5と認定された方）
指定居宅介護支援事業者に連絡してケアマネジャーにケアプランの作成を依頼してください。

④ケアプランの作成（要支援1、2と認定された方）
担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

↓

⑤サービスの利用

大雨時の避難情報の見直し

これまでは、大雨などにより水害発生の危険性が高まった場合、住民が取るべき行動を危険度に応じて5段階の警報レベルにより発令していましたが、警戒レベル4に位置づけられていた「避難指示（緊急）」と「避難勧告」の違いが分かりにくく、避難行動の遅れにつながることから、令和3年5月20日から2つの情報が「避難指示」に一本化されるなど、避難情報の見直しが行われました。

問危機管理防災課☎㊍305

警戒レベルと避難情報

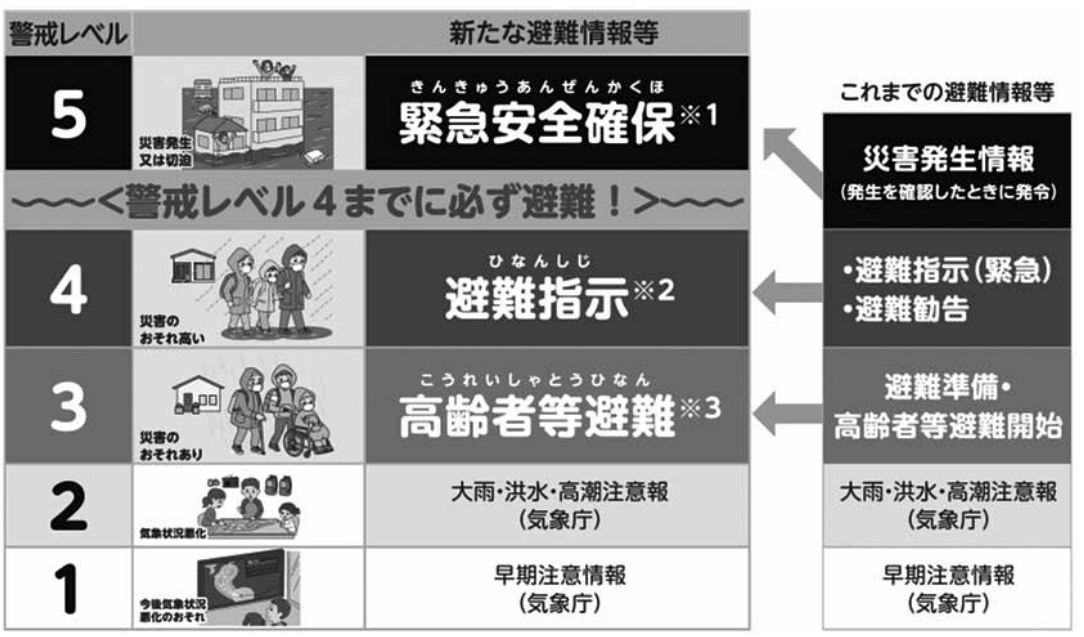

※1　市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2　避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。

※3　警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、避難のための準備をし、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難情報が発令されたら

●警戒レベル3高齢者等避難
避難に時間を要する方（高齢の方、障がいのある方など）は、避難を開始しましょう。さらに、高齢者等以外の方も避難の準備などを行いましょう。

●警戒レベル4避難指示
全員避難をしましょう。

[避難とは]
「避難」とは「難」を「避」けることであり、避難所に行くことだけが避難ではありません。自宅で安全確保が可能な方は、自宅にとどまる在宅避難や親戚や知人宅への避難も選択肢です。自宅が頑丈な高層階にあるまたは危険な区域ではないなど、安全が確保されている場合は自宅にとどまりましょう。

避難情報などの発信方法

避難情報などは、主に次の方法で発信します。

テレビ、ラジオ、エリアメール・緊急速報メール、防災行政無線、市ホームページ、やしお840メール、公式SNS、防災アプリ（「Yahoo!防災速報」「NHKニュース・防災アプリ」「まいたま防災」）